

令和2年8月3日

各 位

会社名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
(管理会社コード 16714)
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅
問合せ先 業務本部 山口 節一
(TEL:03-5208-5211)

約款変更に関するお知らせ

当社は、令和2年8月3日に下記E T Fについて、投資信託約款の重大な変更を提案し、法令に基づき書面による決議を行うこと、並びに、令和2年8月20日を基準日とし、当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議において議決権を行使できる受益者と定めたことを、お知らせいたします。

なお、以下の点にご留意いただきますよう、お願ひ申し上げます。

○約款変更の対象銘柄（3銘柄）

1467_J P X 日経400ブル2倍上場投信（レバレッジ）
1468_J P X 日経400ペア上場投信（インバース）
1469_J P X 日経400ペア2倍上場投信（ダブルインバース）
(以下「本E T F」といいます。)

● 書類の送付

令和2年8月20日（基準日）現在の受益者に、令和2年9月18日ごろ、本件約款変更に関する書類を郵送いたします。

約款変更の具体的な手続やそれに関するお問合せ方法等は、お送りする書類の中で、ご確認いただけます。

- この度の約款変更にご同意いただける場合、特別な手続きは必要ありません。
約款変更について賛否を問う書面による決議を行いますが、議決権行使書面のご返信がなされない場合、変更案に賛成いただけたものとみなされますので、賛成の受益者は、何もお手続きいただく必要はありません。

○約款の変更内容の概要

<変更の内容>

本E T F の追加設定および一部解約にかかる受益権の申込み受付停止日の期日またはその期間につきまして変更を行います。

<変更の理由>

本E T F は、有価証券指数先物取引にて運用を行っておりますが、毎年の3月、6月、9月、12月の四半期末日（取引所営業日、以下同じです。）の先物取引の清算値は終値ではなく理論価格で算出されます。そのため、四半期末日において、本E T F の追加設定または一部解約が大量に発生しますと、ポジション調整後、当該日の基準価額に反映されることになり、受益者および投資家の皆様に少なからず影響を与えることになります。したがいまして、本E T F の追加設定および一部解約の申込み受付を、四半期末日において停止することにより、受益者および投資家の皆様への影響がないよういたします。

受益者の皆様におかれましては、上記趣旨をご理解の程、宜しくお願い申し上げます。

○投資信託約款の変更の日程および手続きについて

日付	手続きの内容
令和2年8月20日（木）基準日	当該基準日現在の受益者を、書面決議における議決権の行使可能な受益者といたします。
令和2年9月18日（金）までに書類を発送	当該基準日現在の受益者宛に、「議決権行使書」、「書面決議参考書類」等を発送いたします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 約款変更に「反対」の受益者の方は、同封する「議決権行使書」の「否」の欄に丸印をつけて返送してください。 ● 約款変更に「賛成」の受益者の方は、特に何もしていただく必要はありません。(返送されなかつたものについては、法令および約款の規定により、賛成として取り扱われます。)
令和2年10月6日（火）書面決議	令和2年10月5日（月）までに返送された「議決権行使書」をもって書面決議を行います。当該基準日現在の受益者の議決権（口数）の3分の2以上の賛成をもって可決されます。
令和2年10月9日（金）～ 令和2年10月29日（木） 買取請求の受付期間	議決権行使において、反対をされた受益者の方は、本ETFの買取を請求することができます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 議決権行使期間中あるいは買取請求の受付期間中であっても、また、当該約款変更の反対か否かにかかわらず、市場で売却することができます。 ● 令和2年9月18日ごろにお送りします、約款変更に関する書類の中に買取請求の手続きについてご説明いたします。
令和2年11月6日（金） 約款変更適用予定日	書面決議が可決された場合、投資信託約款の変更を行います。（当局に投資信託約款の変更の届出を行います。）

J P X 日経 4 0 0 ブル 2 倍上場投信（レバレッジ）

投資信託約款の変更案

下線部　　は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。 1. 每計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 <u>3. 每年 3、6、9、12 月の最終営業日</u> 4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <u>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</u> ③～⑥ <略></p> <p>(信託の一部解約) 第 41 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。 1. 每計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 <u>3. 每年 3、6、9、12 月の最終営業日</u> 4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <u>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</u> ③～⑩ <略></p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。 1. 每計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 <u><新設></u> 3. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <u>4. なお、上記 1 号から 3 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</u> ③～⑥ <略></p> <p>(信託の一部解約) 第 41 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。 1. 每計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 <u><新設></u> 3. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <u>4. なお、上記 1 号から 3 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</u> ③～⑩ <略></p>

J P X 日経 4 0 0 ベア上場投信（インバース）

投資信託約款の変更案

下線部　　は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。 1. 每計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 <u>3. 毎年 3、6、9、12 月の最終営業日</u> 4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <u>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</u> ③～⑥ <略></p> <p>(信託の一部解約) 第 41 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。 1. 每計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 <u>3. 每年 3、6、9、12 月の最終営業日</u> 4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <u>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</u> ③～⑩ <略></p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。 1. 每計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 <u><新設></u> 3. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <u>4. なお、上記 1 号から 3 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</u> ③～⑥ <略></p> <p>(信託の一部解約) 第 41 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。 1. 每計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 <u><新設></u> 3. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <u>4. なお、上記 1 号から 3 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</u> ③～⑩ <略></p>

J P X 日経 4 0 0 ベア 2 倍上場投信 (ダブルインバース)

投資信託約款の変更案

下線部 は変更部分を示します。

(新)	(旧)
<p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。 1. 每計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 <u>3. 毎年 3、6、9、12 月の最終営業日</u> 4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <u>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</u> ③～⑥ <略></p> <p>(信託の一部解約) 第 41 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。 1. 每計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 <u>3. 每年 3、6、9、12 月の最終営業日</u> 4. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <u>5. なお、上記 1 号から 4 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</u> ③～⑩ <略></p>	<p>(受益権の申込単位および価額) 第 12 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受け付けを停止します。 1. 每計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 <u><新設></u> 3. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <u>4. なお、上記 1 号から 3 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、取得の申込みを受け付ける場合があります。</u> ③～⑥ <略></p> <p>(信託の一部解約) 第 41 条 <略> ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、次の各号の期日または期間における受益権の一部解約請求の申込みについては、原則として、当該申込みの受け付けを停止します。 1. 每計算期間終了日の 5 営業日前から前営業日まで 2. 当ファンドが信託を終了することとなる場合において、信託終了日の直前 5 営業日間 <u><新設></u> 3. 前各号のほか、委託者が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <u>4. なお、上記 1 号から 3 号に該当する期日および期間であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向などに鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微であるなどと判断される期日および期間については、一部解約請求の申込みを受け付ける場合があります。</u> ③～⑩ <略></p>